平成２７年（フ）第１１４６号
千葉県船橋市芝山５丁目41番６号
債務者　宇津木美和
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５８号
千葉県習志野市本大久保３丁目14番８号　プリベメゾンＭＯＲＩ102号
債務者　藪田　美春
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６５号
千葉県市川市東菅野２丁目23番７－307号(マンションなしや)
債務者　岩野　泰定
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６６号
千葉県市川市東菅野２丁目23番７－307号(マンションなしや)
債務者　岩野エヴァンジェリンこと　イワノエヴァンジェリン　ナポリ
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５号
山梨県南アルプス市六科65番地３
債務者　輿石　純子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
山梨県南アルプス市藤田2149番地１　貴琳館201号室、前住所山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1203番地
債務者　**今**村　恵子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９０号
岐阜県各務原市前渡東町８丁目44番地
債務者　田中　照美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４８０９号
大阪府枚方市田口山３丁目19番１－410号
債務者　梅津　信夫
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３２６号
大阪府寝屋川市東大利町12番27号（202号）
債務者　田中　正剛
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３３３号
大阪市東淀川区瑞光１丁目５番20号
債務者　仁木　雲福
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３６８号
高槻市道鵜町４丁目14番１号
債務者　中西運送店こと　中西　　智
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９９号
大阪府枚方市東船橋１丁目62番地の１
債務者　伊藤　勝正
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２号
大阪府高槻市大畑町11番７－207号
債務者　大塚ますみ
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４７号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目６番地の18
債務者　落合　友子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９１号
大阪府豊中市利倉西２丁目14番18－301号
債務者　中瀬　　隆
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０９号
大阪市城東区鴫野西２丁目５番36号
債務者　久住　興忠
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３６号
大阪市旭区清水２丁目１－21　介護老人保健施設おひさま園、住民票上の住所大阪市旭区太子橋１丁目23番７号
債務者　関田　　昌
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部